

## 松本市緊急通報装置利用契約書

松本市長 臥雲 義尚 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、松本市ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業実施要綱に基づき、緊急通報装置(以下「装置」という。)の利用等について、次のとおり契約を締結する。

(設置物件)

第1条 甲が乙の居宅に設置する装置は次のとおりとする。

- (1) 緊急通報装置本体
- (2) ペンダント型小型無線発信機
- (3) 安否確認用有感センサー
- (4) その他上記機器設置作動に際して必要なもの

(設置期間)

第2条 設置期間は、装置を設置した日から乙が必要としなくなるまでの間とする。

(利用料)

第3条 乙は、装置の利用に係る利用料を納入するものとし、その利用料は、松本市緊急通報装置決定通知書のとおりとする。ただし、無償の決定があったものはこの限りではない。

- 2 前項の規定により、乙は利用料を毎月指定金融機関に納入するものとする。
- 3 甲は、月途中の装置の設置については、翌月分から利用料を乙に請求するものとし、月途中の装置の撤去については、前月分まで利用料を乙に請求するものとする。
- 4 装置の設置の際に住宅の壁に開くネジ穴等の撤去時における原状回復に必要な経費は、利用料に含まれないものとする。
- 5 転居など自己の都合で装置を移設する場合に係る経費は、乙の負担とする。

(緊急時の立入)

第4条 乙は、緊急時に甲から緊急通報システム運営業務委託を受けた法人(以下「委託業者」という。)の敷地内(住居を含む。)への立ち入りを認めるものとする。

- 2 前項の規定に備えるため、乙は委託業者へ合鍵を預託するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約に基づく権利を第三者に譲渡し、当該装置を転貸または担保に供してはならない。

(使用上の注意)

第6条 乙は、装置について善良な管理者の注意をもって維持管理をしなければならない。

- 2 乙は、装置を他の目的に使用してはならない。

(届出の義務)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に届け出てその指示に

従わなければならない。

- (1) 住所その他申請内容に変更があったとき。
- (2) 装置の利用が必要でなくなったとき。
- (3) 老人ホーム・病院その他施設等に入所・入院し、その期間が長期間（原則として3か月とする。）となったとき。
- (4) 固定電話回線を解約または新規設置したとき。

(装置の撤去及び契約の解除)

第8条 甲は次のいずれかに該当したときは装置を撤去し、契約を解除することができる。

- (1) 装置利用対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 正当な理由なく3か月の間第3条第1項に規定する利用料の納入がなかったとき。
- (3) 装置を利用する必要がないまたは困難であると認めるとき。
- (4) 装置を利用する環境が整わないまたは変更となったとき。

(損害賠償等)

第9条 乙は、その責に帰すべき理由により、装置をき損または滅失したときは、天災など特別の事情がある場合を除き、乙の負担においてこれを賠償しなければならない。

2 乙は、緊急時の立ち入りに際しやむを得ず住居等の一部に破損が生じても、甲に賠償責任を問わないものとする。

(個人情報保護)

第10条 装置の利用のため、乙が申請した住所その他の内容について、甲は松本市個人情報保護条例の規定に基づき、委託業者に提供するものとする。

(疑義の決定)

第11条 本契約書に定めのない事項及び契約に関し、疑義等が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所有するものとする。

令和 年 月 日

甲 松本市丸の内3番7号  
松本市長 臥雲 義尚 印

乙 松本市

印